

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 実施規程等の改定案について (概要)

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

令和3年11月22日

1. 改定の対象

- ① 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 実施規程 (プロジェクト実施者向け) Ver. 7.0 (案) [Ver. 6.0 を Ver. 7.0 に改定]
- ② 方法論 EN-S-023 (ver. 2.0) エコドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用 (案) [Ver. 1.1 を Ver. 2.0 に改定]
- ③ 方法論 EN-R-004 (ver. 1.5) バイオ液体燃料 (BDF・バイオエタノール・バイオオイル) による化石燃料又は系統電力の代替 (案) [Ver. 1.4 を Ver. 1.5 に改定]
- ④ 方法論 FO-001 (ver. 2.6) 森林経営活動 (案) [Ver. 2.5 を Ver. 2.6 に改定]

2. 改正の背景

今般、J-クレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした実施規程 (プロジェクト実施者向け) 案等について見直しの検討がなされ、改定案を作成したところ。

3. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の①における、プログラム型プロジェクトに関する規定の改定 (①中の13頁)
 - プログラム型プロジェクトで取りまとめられる個々の削減活動における追加性の評価の省略は、削減活動リストに記載した入会申込日において最新のバージョンの方法論がそれを認める場合に限り、行うことができるとする。
- (2) 「1. 改定の対象」の②における、方法論適用条件2の改定 (②中の1-2頁)
 - 法令に基づく運行記録計の装着義務がある車両にも適用可とし、その場合は、法令に基づく装着義務のある運行記録計を装着した状態を考慮してベースラインを設定することとする。
- (3) 「1. 改定の対象」の③における、方法論適用条件3及び4の改定 (③中の1-4頁)
 - バイオオイルの原料に、未利用の食肉加工残渣や捕獲された鳥獣を追加する。
 - バイオ液体燃料の加工や使用にあたっての法令遵守や許認可取得を特記する。
- (4) 「1. 改定の対象」の④における、方法論適用条件3の改定 (④中の1-2頁)
 - プロジェクト実施地に計画的間伐対象森林を含み得ない場合は、森林経営計画に基づく植栽又は保育がプロジェクト実施地において計画されていることを適用条件とする。

4. 施行日

- 「1. 改定の対象」の①～④について、第24回J-クレジット制度運営委員会 (令和3年12月2日開催予定) における審議を経て施行 (令和3年12月上旬予定)。

以上